

憲法講師派遣制度のご案内

【1】憲法講師派遣制度を設けた理由

山形県弁護士会ではかねてから市民の皆様からご要望に応じて様々な分野で弁護士を講師として派遣してきました。

2016(平成28)年、日本国憲法が公布70年を迎えましたが、安保法制をきっかけに国民の間では立憲主義の理念が広まり、憲法改正問題が政治的課題として議論されるようになり、また、選挙権引き下げにより年齢満18年以上満20年未満の者が選挙に参加することができるようになりました。

そこで、憲法や主権者教育に対する市民の関心が高まっている社会情勢を踏まえ、市民の皆様のお役に立てるのではないかと考え、憲法の分野に特化した講師派遣の体制を整備しました。

【2】学習会の形式、テーマ

形式やテーマは決まっていません。できる限りご要望に応じたいと考えています。

【3】対象

山形県内にお住まいの方であれば、誰でも申し込むことができます。ただし、5名以上グループでのお申し込みに限らせていただきます。

【4】費用

講演料や講師の交通費等、講師に関する費用は、一定の要件を満たせば無料になる場合もあります。弁護士会にご相談ください。ただし、講師に関する費用が無料になる場合でも、会場使用料や会場の備品使用料等、会場使用に伴う費用は、学習会の主催者側でご負担いただきます。

【5】申込方法

まずは弁護士会に電話でお問い合わせください(☎023-622-2234)。